

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

徳島市内町小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめ防止対策委員会

- (1) 委員会の構成
管理職や生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任等により構成する。
個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。
また、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者などの助言を得る。
- (2) 委員会の役割
 - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③ いじめに関わる情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 いじめ防止子ども委員会

- (1) 委員会の構成
なかよし委員会の児童により構成する。
- (2) 委員会の役割
児童自身の主体的な参画(学級紹介動画の呼びかけやともだちクイズ、縦割り班による遊びや掃除など)による学校中を楽しい雰囲気包む活動やいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

4 重大事態発生時における調査組織

以下のような重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を速やかに行い、学校の設置者である市教育委員会に報告し、同種の事態の発生の防止に努める。

- (1) いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

5 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密を厳守し、必ず助けてくれるという安心感や信頼感を得られるように努める。
- (3) 必要に応じて教育相談等を設定するなど、児童も保護者も気軽に相談できる体制を整備し、全教職員で受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

6 いじめの未然防止のための取組

(1) 学校教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育てる。
- ③ 全ての児童が授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、友だちと関わる中で、自己有用感や自己肯定感を高められるような体験の機会を積極的に設ける。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑦ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であることを学年に応じて児童に指導するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習等の情報モラル教育を推進する。
- ⑧ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導するとともに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、受容的な態度を心がけ、細心の注意を払う。
- ⑨ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して必要な指導を行う。
- ⑩ 道徳教育、人権教育、いのちの教育の充実を図る。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、必要に応じていじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

7 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 全児童を対象としたいじめ発見のための「なかよしチェック」を2か月に1回実施することに加え、日々の観察、日記や保護者からの連絡等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。いじめの認知については、「いじめ防止対策委員会」において組織的に判断する。
「なかよしチェック」の結果は、生徒指導主任がまとめ、管理職に報告し、職員会議等で共通理解を図る。
- (3) いじめの把握にあたっては、生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターや専門機関との連携に努める。特に、けが等の身体的状況や言動、表情にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (4) 週2回の終礼の場で、いじめをはじめ、生徒指導上の問題や児童の様子について話し合う時間を確保し、全職員で共通理解を図る。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

8 校内研修

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修や一人一人の児童理解のための研修を年間計画に位置づけ、資質の向上に努める。

9 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがある場合は、市教育委員会に報告し、連携して対処する。

10 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等の評価については、学校評価において実施する。
- (2) 学校評価をもとに、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」において、関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を即時に実施し、認知したいじめへの対応方法を決定する。
- ③ 全教職員で、いじめの情報を共有し、対応方針について共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、各教職員の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行い、十分に話し合う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通して、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめの背景を考え、責任を明確にし、再発防止に努める。
- ③ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- ④ いじめにつながる心理的背景を十分に把握して指導に当たる。
- ⑤ 必要と判断した場合は別教室での学習を行わせる。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身のいじめ問題への意識を高め、児童会を中心としていじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。また、いじめられた児童を守る観点から必要と判断した場合は、出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされる場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。